

JR本体だけでは無かった! 常態化している勤務の違法な取扱い!!

JRCP（株式会社ジェイアール東海パッセンジャーズ）の 勤務実態が明らかに!!

これまでA組合員が、大雪の影響により新幹線に大幅な遅れが発生し、出勤から退出まで11時間以上連続勤務をさせられた挙げ句に、退出点呼終了後から1時間の居残りを強要されたことは既に明らかにしてきましたが、何と、関連会社であるJRCPでも同じ様に勤務に関わる違法な取扱いが常態化していることが明らかになりました。

※労基法をかき潜るための手口とは・・・

【**労基法第34条**・・・労働時間が8時間を超える場合は1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない（6時間を超える場合は45分）】

以上の労基法をかき潜るため、新大阪～東京の日帰り勤務（トンボ）で、東京の折り返し時、上記連続勤務の場合の休憩時間が予め取れない実態を把握していて、あえて出勤時間を休憩時間の不足分早めて出勤させ、乗務前に休憩させてから所定の乗務をさせるという（前休憩）。そして、今回JR本体がA組合員に行ったと同様に、日帰り勤務（トンボ）で勤務の間に所定休憩時間が取れない場合、退出後に不足分の休憩時間を取らされる（後休憩）。それにより、所定の休憩時間をあたかも与えた様な偽装工作を常態的に行っていました。

※なぜ、この様な違法な手口で誤魔化しようと工作するのか!?

そこには、**営利優先で少ない要員で業務を回そうとすることが、原因になっているのではないのでしょうか?**

JRCPの幹部も、所詮、JR本体からの天下りです。
社員を騙しながら、営利優先で業務を回す手口は正に「同じ穴のムジナ」です!!

まだまだ他にもあるかもしれませんね!?